

○松下議長 通告10番目、14番、市來利恵議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

市來利恵議員。

○市來議員 14番、市來利恵です。

議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

まず初めに、子ども・子育て支援新制度について質問をいたします。

国は、子ども・子育て支援新制度を、2015年4月からの実施へ向け、具体的な仕組みづくりに取り組んできました。国の子ども・子育て会議では、さまざまな意見が出て、保育関係者や自治体担当者から準備の時間が余りにも少なく、新たな事務作業量が大変多いことから、新制度への迅速な実施の中止を求める声も広がりました。

新制度で国は、市町村が入所から保育の実施までも責任を持ち、国と自治体の責任で、保育条件の確保、費用負担を行ってきた公的保育制度を根本から変えようとなりました。介護保険や障害者自立支援法と同じように、利用者と事業者の直接契約、補助金を利用者への直接補助に変え、企業参入を促進させて、自治体の保育実施義務をなくして、公的責任を縮小するという狙いがありました。

しかし、多くの保護者や、また保育関係者の声と運動で、児童福祉法第24条1項に、市町村は、保育所において保育しなければならないという文言はなくすことができませんでした。

現行制度では、市町村は、保育に欠ける子どもに対して保育所に入所させ、保育を行う義務があり、その義務は子どもの保育を受ける権利保障を意味します。保護者は、保育所を選択し、保育を保障されます。保育は、全国一律の保育所の設備、運営の最低基準以上の条件を整備し、保育所運営費は公費負担を原則として、最低基準は維持されることとなります。保育料は、市町村が定め、徴収し、滞納した場合でも子どもの保育は継続します。これらが公的保育制度と言われます。また、市町村が私立保育所に委託すると、委託費として運営費が交付され、保育の公共性、安定性、継続性を確保し、子どもの保育を受ける権利を保障します。

新制度になろうと、市町村の保育実施義務は、現制度の公的保育制度として変わらないものだと思います。新制度は、これまでの保育所、幼稚園の制度を革変する改革です。しかし、この改革は、多くの問題を抱えています。新制度は、保育の市場化を目指した保育所制度改革をベースにしたもので、これに幼稚園との一体化、さらに、教育制度の改革などの政治的な思惑も絡み合い、認定こども園の制度、新

たに小規模保育事業等が加わり、制度そのものが複雑となっています。そこになくそうとしていた児童福祉法24条第1項の市町村の保育実施責任が復活したことで、複雑な仕組みが、さらに複雑化して、制度の全体像が見えづらいものとなっています。

この制度の運用に当たっては、やはり全ての子どもの権利と豊かな成長、発達を保障するためには、国と自治体の明確な公的責任のもとで、保育や子育て支援が確保される仕組みが必要だと考えます。これを踏まえた上で、質問を行ってまいります。

まず、新制度移行に先立ち実施したニーズ調査の結果から読み取れた、岩出市の傾向をどのように捉えたのか。過去の調査と比較して、どのような結果があらわれて出てきているのか。具体的に答弁を求めたいと思います。

次に、市民への説明においては、個別対応で行おうとしているが、事業所等への説明などはどのように行っていくのかをお聞きいたします。

3つ目は、新制度は、子ども・子育て支援給付と地域子ども・子育て支援事業で構成されています。子ども・子育て支援給付は、保育所、幼稚園、認定こども園を通じた給付、小規模保育等地域型保育事業、児童手当の3つです。改正児童福祉法第24条第1項では、市町村は、保護者の労働または疾病、その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児、その他の児童について、保育を必要とする場合において、当該児童を保育所において保育しなければならないと、これまでの市町村の実施責任を規定していますが、これは現行の保育所のみです。ところが、同条第2項では、市町村は、前項に規定する児童に対し、認定こども園または家庭的保育事業等により、必要な保育を確保するための措置を講じなければならないとなっており、保育しなければならないとなっておらず、市は直接的な責任を負わなくなると受け取れます。この第2項に当たる事業が、小規模保育事業や地域型保育事業となります。

そこで、地域型保育事業の認可基準について伺います。

新制度では、地域型保育事業として、6名から19名の保育をする小規模保育事業、5名以下の家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業を地域に開放した場合の4類型が設けられました。いずれも3歳未満児を対象としています。この認可基準を市町村は条例で定めることとなっています。国の認可基準では、職員と定数が従うべき基準ですが、ほかは参照すべき基準となっています。

次でこの間、明らかになってきたのは、居宅訪問型保育者については、保育士、看護師等の資格者が研修を受け、修了者が保育ができるということですが、家庭的

保育、小規模保育のC型については、研修修了者となっており、明確にどういった方が研修を受けられるのかがはっきりしていません。しかし、乳幼児期の子どもの成長発達、事故などが起こりやすいこの時期、保育中の重大事故は、圧倒的に2歳児以下で起きていることを考えれば、子どもの命を守る上で、質の確保が必須となる中で、保育士以外を保育者として配置するべきではないと考えます。施設の定員数が多かろうが少なかろうが、保育に当たる側には、国家資格である保育士を配置すべきであり、子どもの数が少なければ、資格がなくてよい、あるいは半数でよいと考えるのは間違いです。

公立保育所での保育者の条件等を見れば、ゼロ歳児から2歳児においては、当然、保育士が保育者として行っており、国が示している設備、運営基準をそのまま従えば、明らかに保育の水準が低下することとなります。保育所を利用する子どもも、それ以外の施設を利用する子どもも、同じように保育を受ける権利が保障され、安心安全な環境で過ごすことができる基準が求められます。家庭的保育、小規模保育C型の保育者について、研修修了者は、保育士の資格を持つ者と明確にすべきですが、いかがでしょうか。

給食については、全てにおいて、外部搬入可となっております。しかし、子どものアレルギー問題やアトピーの子どもがふえている中で、アナフィラキシー症候群など重大事故も社会問題となっているため、自園調理が一番望ましいと考えます。原則、自園調理を原則に、調理員の配置を求めるが、どうでしょうか。

保育室のスペースについてです。小規模保育などは、ゼロ歳児から2歳までの年齢の異なる子どもを保育するため、1人当たりの面積基準に加えて、食事や遊びのスペースと睡眠のスペースが確保できる基準が必要だと考えます。国の示している面積基準で十分だと考えているのか、お聞きをしたいと思います。

○松下議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 市来議員ご質問の1番目の1点目、新制度移行に先立ち実施したニーズ調査の結果から読み取れた岩出市の傾向はどのように捉えているのか、についてでございますが、今回の調査は、保育等の事業量を推計する目的で、国から示された調査票に基づいて行っているため、過去の調査との比較はできませんが、岩出市では、他市と比較して、パート労働者の割合が高く、フルタイムへの転換は余り希望していないという傾向や、日ごろ、子どもを見てもらえる親族や知人がいない保護者は、比較的少ないという傾向が見られました。

次に、ご質問の1番目の2点目、市民への説明においては、個別対応等で行うとしているが、事業者への説明はどのように行うのか、についてお答えいたします。

岩出市内の認可保育所8カ所、これは公立が4保育所、私立が4保育園でございます。及び岩出市地域子育て支援センターを対象に、岩出市役所において、9月16日に事業者向け説明会を行っております。岩出市内の私立幼稚園につきましては、順次、個別に説明をしているところでございます。

次に、3点目、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について、全ての事業で保育者は保育士資格とする考えはということで、給食は自園調理を原則に、調理員の配置を求めるがどうか。小規模保育などの環境について、1人当たりの面積基準と生活スペースの確保についてお答えいたします。

保育者については、国の基準どおりとすることとしておりますので、事業により保健師や看護師も保育者となることが可能であり、全ての事業において、保育者を保育士のみ限定する考えはございません。

給食につきましては、自園調理を原則としており、調理員を配置することとなります。

1人当たりの面積基準につきましては、保育所と同等か、それ以上の基準となっており、生活スペースは確保されているものと考えます。

○松下議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 まず、ニーズ調査についてのことからいきたいと思います。

まず、この調査についての結果の公表というのは、どのように市は考えているのか、今後、行っていくのであれば、いつぐらいから行っていくのかということも含めてですが、やるのか、やらないのかも含めて、お答えいただきたいと思います。

2つ目は、この制度に向けまして、子ども・子育て会議というのが岩出市でも設置が設けられておりますが、この会議自身は、市民からの傍聴等々もあわせて、そういった形でやりたいという申し出があった場合は、どのようにになっているのか。聞くとところによると、傍聴は認めてないというふうに言われています。しかし、市民にかかわる大事な議論の場が、なぜ傍聴を認めていないかというところでは、大変疑問に感じております。

岩出市は、全体的に秘密的な会議、傍聴を認めない会議が多いんですが、やはり今の時代、時代と逆行しているように感じます。やはり公正に開かれた場での議論する場を設けていく、今後の考えですね。子ども・子育てに関しては、この会議が

今後、そうした開かれた場での議論を進めていく、そうした考えについて、お聞きをしたいと思います。

3点目は、国が示したとおりの条例の改正でいきますということをおっしゃっていました。先進自治体などでは、国基準より運営基準を強化しているところも多数あります。保育所研究所調べで、国基準より上乘せされている条例の内容は、家庭的保育事業等の設備、運営基準では、札幌市では、B型保育士を国2分の1以上のところを、3分の2以上としていたり、家庭的保育者は研修修了の保育士、小規模の給食は栄養士配置で外部委託は可としており、横浜市では、家庭的保育事業の部屋は原則1階、また、B型保育士3分の2以上、京都市では、家庭的保育、C型保育、居宅訪問は、研修修了の保育士など、ここに上げたのは一例ですが、国基準を上乘せして条例の改正が行われております。

どれも、大都市ではございますが、しかし、大都市であろうが、小さい都市であろうが、子どもを安全に保育するという点や考えに違いはないと思います。しかしながら、岩出市は国基準とおりの条例が提案され、しかも、読みかえ条例で、岩出市独自の基準が条例を見ても理解できないというものでした。岩出市の現状や特性を踏まえ、本当に、この岩出市民の子どもを安全に、安心して、子どもを保育する市町村は、保護者の労働または疾病、その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児、その他の児童について、保育を必要とする場合において、当該児童を保育所において保育しなければならない。この考えのもと、条例を提案してきたのかとも、疑問を感じております。

国基準を十分に岩出市の現状に照らして検討を行ってきたのか、これについてお聞きをいたします。

万が一、事故等が発生した場合、今後、既存の事業所の保育所や、また、今、やっている託児所という部分では、この条例に変えたところで、参入はできないかもしれないかもしれませんが、しかし、ほかの株式会社等々が参入に道を開いたとき、許認可及び指導監督の権限を持つ市として、この指導管理、今のままの国のままの条例で責任が果たせると考えているのか、これについてお聞きをしたいと思います。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部次長。

○総村生活福祉部次長 市来議員の再質問にお答えいたします。

ニーズ調査の結果の公表につきましては、子ども・子育て事業計画において掲載するというところで考えております。

それから、子育て会議の傍聴なんですけれども、今、4名の一般市民の方に委員に入らせていただいております。その辺もありまして、傍聴があると、なかなか発言しづらいのではないかとということもあります。それから、ほかの委員さんも含めて、闊達な議論をお願いしたいということで、今のところ、開催の傍聴を認める考えはございません。

それから、結果については、ホームページで、議事録、議事概要を公表しております。

それから、先進自治体では、基準を強化している、国の基準よりも強化しているところがあるということではありますが、これは全て大都市であろうかと思えます。基本的には、この今回の基準というのは、安全基準というよりは、補助金のもともとの目的というのが、大都市、一番国のほうの考えている目的というのは、大都市における待機児童の解消ということが大きな目的としてであろうと思えます。保育所だけでは、受け入れ先が十分確保できないという現状がある中で、こういう小規模保育事業に補助金を出すことによって、保育所に見合うような設備投資、もしくは人員配置をしていただいて、保育所の代替的に受け入れ先を確保していこうということが主眼であろうかと思えます。

岩出市においては、待機児童が多ございませんので、この事業に対する必要性というのは、待機児童の解消ということではなくて、質の向上、もし、そういうことをやってくれるところがあれば、質は今よりも改善するということになりますので、そういう施策であろうと思っております。

いわゆる、安全性とかいう面で、最低基準というのは、この補助金とは、今回のこの制度とは関係ありません。むしろ今までの従来 of 指導監査等で、認可外保育所に対しては指導を行ってきております。そちらの基準については、今回、改定されておられませんので、今までどおりということになります。今回の基準によって、最低基準が上がって安全性が上がるとかいうことには、残念ながらなっていないと認識していただければと思います。

以上でございます。

○松下議長 再々質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 子ども・子育て会議の件でございます。

市民の公募により、4名の方が入られているという点もあると言われました。結果、発言しにくい、いろいろな闊達な意見がいつも、どんな会議においても、傍聴

を認めることを言えば、必ず市が言うのは、その場で闊達な意見が出すことがなかなかできないからというふうにおっしゃっています。しかしながら、この子ども・子育て会議という点で限っていえば、ほとんどの自治体が傍聴を認めているところ、多数あります。市民に大きく、これだけの制度が改正される。また、その会議の中でもいろんなことが岩出市の状況等々も含めまして、話すというところでは、やはり傍聴が、要望があれば認めるということを考えていくべきではないかと思います。

これはもう時代と逆行していますよ。開かれた行政の場という点があれば、やはりこの会議というのも、たとえ市民が入ろうが、見識者が入ろうが、誰が入ろうが、やはり傍聴を認めながら、広く市民に知っていただくという点では、非常に今の考えでは残念な結果だと思っています。これについても、今後、さらに私は、ぜひ傍聴を認めるように働きかけを行っていきますが、それについての考えについて、再度、お聞きをしたいと思います。

もう一つです、国がやっているから、この条例を出してきたと言わんばかりのことですが、大変、地方自治体としての主体性が全く見えてこないというふうに感じました。これは、いわば大都市の問題であり、岩出市では、今のところ待機児童もない、これは安全性を保つもとはなく、補助金を出すための条例である。さらには、質の向上にもつながるって、次長、おっしゃいましたけど、国の基準というのは、最低基準であり、岩出市の状況から、この条例提案に向けて検討すること、それ自身が地方自治体として、大事な果たす役割だと考えています。

保育士が保育を行わないとすれば、完全に今の市の状況から見ても、これは、制度自身、後退になるんですよ。今、現在、岩出市におかれている子どもたちが保育所で保育を受ける場合は、必ず保育士が責任を持って保育を保育者として入れるはずですが、それが、保育士の資格なくても研修を受けた者でいいというふうにしてしまえば、それは後退になってしまいます。

条例制定権というのは、岩出市にもあります。このことは、厚労省も否定できないのだから、市の責任、国が出してきたから、また、この問題というのは、多くの大都市の問題、待機児童の解消のためにつくられたものというふうに言われますが、しかし、これを条例化するに当たっては、市の責任というのも、極めて大きいと、私は言わざるを得ないと思っています。

この点から見て、やはり、きちっとした資格を持った方が、保育士という資格を持った方が、しっかりと保育をする、この観点から、考えは変わりませんか。子ども

もたち、安心して安全な保育をできるように提供するという、今、既存の施設でこういところで当てはまるところがないから、これでいいんだという考えではなく、たとえ本当に企業が参入したときにでも、きちっと岩出市の水準が保てるような形で行える、そういう形での、今回の制度を守る意味でも、保育士がきちっとやるという形で置きかえる、そういう考えがないのかをお聞きをしたいと思います。

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部次長。

○総村生活福祉部次長 ただいまの市来議員の再々質問にお答えいたします。

傍聴につきましては、最初に委員に就任を依頼したときのお話の中で、公開しないという前提の中でお願いしているということもありますので、今のところ、公開にするということは考えておりません。

それから、国の基準どおりで主体性がないのではないかというお話でした。私の申し上げたのは、待機児童の解消というのが、国の一番の目的としてつくった制度であろうと思いますが、岩出市としては、その待機児童の解消という意味合いにおいては、余り重要ではない。でも、この政策というのは、もし、やってくれるところがあれば、質の向上にはなります。

ですから、岩出市としては、国がやっていることやから、もうどうでもいいとか、国がやっているから、岩出市でも条例上げただけやということではなくて、この質の向上という部分では、岩出市にメリットがありますので、そういう位置づけで考えているということでございます。

どういうことかという、今の認可外保育所の基準は、おおむね保健師3分の1以上であります。B型、今度の小規模保育事業のB型というのは、2分の1以上が保育士ということになりますので、基準は上がります。もし、既存の認可外保育所がこの事業を実施すれば、今よりも質が上がるということになります。そういう制度になっておりますので、ご理解お願いいたします。

○松下議長 これで市来利恵議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

市来利恵議員。

○市来議員 安心の介護保険制度を求めて。

介護保険は、家族の介護負担を軽減する介護の社会化と重度化を防ぐという理念のもとにつくられました。この間、2006年の介護保険改悪で、要支援1、2がつけられ、要介護1の6割が要支援2に切り下げられ、介護ベッドなどの介護福祉用具

が取り上げられるという問題が置きました。

2009年の介護認定の見直しでは、介護給付削減のために、軽度判定が出るように認定システムが変えられました。同様に、給付費削減のために、訪問介護の時間短縮などの改悪が進められてきました。

今回、安倍内閣が進める医療・介護総合法案は、要支援者への訪問介護と通所介護を介護保険から外し、自治体の地域支援事業に移行させ、ボランティアなどを活用して、安上がりにすることを狙うものです。

また、特別養護老人ホームの入所者を要介護3以上に制限する。さらに、一定の所得があれば利用料を1割から2割へ負担を2倍にするというもので、これまでの介護保険の改悪の中でも、歴史に残る大改悪となっています。

介護保険改正では、要支援者が利用している予防給付サービス全体の6割を占める訪問介護、通所介護を現在の予防給付から切り離し、市町村が実施する事業には移行させてしまうもので、その受け皿には、新たな総合事業を創設し、事業の大枠は、国がガイドラインとして示し、その範囲内で市町村が対応していくというものです。

また、ボランティアやNPOに肩がわりをさせ、非専門職によるサービスの提供も可能とし、事業者への報酬は、訪問・通所介護サービスについては、現行単価以下に切り下げられる一方、利用料は、要介護者の負担割合を下回らないとしています。さらに、利用者個人の限度額管理を行って利用を制限し、市町村の事業費に上限額を設けて費用を抑え込むという、二重、三重のサービス切り捨ての仕組みです。この仕組みを2017年度末までに、市町村の事業にするということですが、実施されれば要支援者、訪問介護、通所介護サービスが現在の内容、水準から大きく後退することになります。

国会の審議から、医療・介護の今までの仕組みを根本から壊し、国民の安心を奪う法案の中身が明らかとなりました。住民と身近に接して、医療・介護を担っている地方自治体からは、異議申し立てが噴出し、地方議会からの異議申し立て、意見書も数々上がりました。

中央社会保障推進協議会が昨年末行った自治体アンケートでは、要支援者の自治体事業への移行について、可能と答えた自治体は、わずか17.5%にとどまりました。東京都市福祉保健部長会は、昨年11月厚労省に介護保険制度改正に対する緊急提言を提出し、要支援と認定されても、必ずしも保険給付を受けられるとは限らず、受給する権利が不明確になると強く批判しています。

さまざまな団体、事業者からも、ヘルパーのかわりにボランティアをと国は言うけれども、ヘルパーは賃金水準が上げられず、人材不足が深刻なのに、さらに、報酬が安い有償ボランティアに人が集まるとは思えないなど、全国各地の事業所から、とても無理だという声も上がっているのが現状です。国の制度だからと、要支援者の介護サービスの後退は許されません。

岩出市で介護難民や介護心中などを絶対に出さないという立場に立っていただき、市の考えをお聞きいたしたいと思います。

まず、介護保険制度の改定による、岩出市の高齢者への影響をどのように考えているのか、市の認識を伺います。

2つ目に、ガイドラインを見ると、政府は、訪問介護・通所介護を自治体の地域支援事業に置きかえることで、現行制度のままなら毎年5～6%のペースで伸びていく要支援者向け給付費の自然増を、3～4%、後期高齢者の人口の伸び率に抑え込むという方針を掲げています。そうなれば、既存事業者への委託単価が切り下げられることとなります。これで、要支援サービスに見合った事業費の確保や事業者の確保は十分でき得るのか、お伺いいたします。

次に、総合事業では、地域の支え合い、多様な主体による多様なサービスをうたっているが、その見込みと可能性、従事可能人数はどうか、また、次期計画、3年後のその組織の形態と従事可能人数予測についてお答えください。

次に、厚生労働省では、65歳以上人口の7人に1人が認知症で、軽度認知障がいの有病率は13%と推計され、軽度認知障がいと認知症の有病率を合わせると、高齢者の4人に1人がいることとなります。そこで、市の認知症について、その把握はできているのかお伺いします。

次に、認知症対策は、早期発見、早期対応することです。そのためにも、国のモデル事業が始まっている認知症初期集中支援チームの早急な立ち上げが決め手ですが、立ち上げについての市の考えについて、お聞きをいたします。

次に、総合事業の展開には、地域包括支援センターの役割がますます大きくなると思うが、行政の財政的、人的支援を一層厚くすることについて、地域包括支援センターの体制と活動強化はどのように行っていくのかをお聞きします。

次に、一定所得以上の人のサービス利用料を2割負担に引き上げる問題では、約60万円手元に残るから2割の負担にも耐え得ると政府が説明してきたモデル世帯の可処分世帯が、実際には110万円も低いことが、日本共産党の小池晃参議院議員の追及で発覚しております。利用料引き上げの根拠となるデータに誤りがあることが

わかり、厚生労働大臣は、これまでの論拠を全面的廃止しました。2割負担とする論拠は完全に崩れていますが、現在でも利用料の負担が重いことから、介護サービス利用を控える方がいる中、2割負担となれば、ますますサービスを受けづらい環境を生むと思いますが、市の見解についてお聞きをいたします。

また、特養ホームの入所対象が原則要介護3以上に制限された場合、この影響をどのように考えるのか、また、今後、入所が必要であっても、対象とならなくなる方への影響について、市の考えをお聞きします。

○松下議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 市来議員の一般質問、2番目、安心の介護保険制度を求めてについてお答えします。

最初にお断り申し上げますが、現在、第6期事業計画策定に向け、作業を進めているところであり、現時点において、お答えできる範囲で答弁させていただきます。

1点目、制度改正による、高齢者への影響に関して、市の認識はについてであります。今回の改正は、今後、ますます高齢者の増加が見込まれ、要介護認定者がふえ続けることにより、介護費用額についても増加の一途をたどろうとされており、こうした状況に対応できるよう、持続可能な介護保険事業等の体制整備を図るものでございます。

その主なものとして、住みなれた地域で生活を継続できるようにするため、介護、医療、生活支援、介護予防の充実を目的としたサービス提供体制の見直しや介護費用がふえ続けていることに対し、費用負担の公平化を図る内容となっております。

市の認識についてであります。制度の安定化や将来に向けての持続性等を勘案しますと、結果的には、今後、ふえ続ける高齢者の安心できる生活に寄与する見直しであると考えてございます。

次に、2点目の要支援サービス量に見合った事業費の確保についてであります。今後、3年間の介護保険事業費は、過去のサービス利用実績の推移や本年度の利用見込みに人口推計を加味し事業量を算出することにより、見込み額を決定することとなります。

要支援サービスに係る事業費についてであります。現時点においては、具体的なサービスごとの料金単価が定まっていないことから、サービス量に見合った事業費について、お答えできる段階には至っておりませんが、その確保に向けては、料金設定等慎重に検討してまいります。

続いて、3点目、総合事業では、地域の支え合いや多様な主体による多様なサービスをうたっているが、その見込みと可能性、従事可能人数は、また、3年後の組織の形態と従事可能人数予測はについてであります。総合事業は、市町村が中心となり、地域の支え合い体制づくりを推進し、効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すものであり、現在、市では、既存の団体やボランティアを含め、地域にある社会資源の把握と多様な事業主体やサービスに関する情報の収集に努めているところでございます。

4点目、認知症の在宅支援についてであります。市で把握している認知症高齢者は、介護保険制度における日常生活自立度の判定基準から認知症があると判定された方です。また、認知症初期集中支援チームにつきましては、認知症の専門医や保健師等3人以上でチームを構成し、認知症が疑われる人や認知症の人とその家族を訪問し、本人や家族に認知症状への対処方法をアドバイスするなど初期の支援を集中的に行い、自立生活をサポートするものであります。

現在のところ、チームの一員となる要件が厳しいなど、チームを編成できる環境ではないことから、認知症初期集中支援チームの設置は考えておりません。

5点目、地域包括支援センターの体制と活動強化についてであります。従前の業務に加えて、平成27年度以降、新たに在宅医療・介護の連携の推進、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進、生活支援サービス体制整備に係る事業が、包括的支援事業に位置づけられることから、業務量としてはふえるものと考えております。

体制についてであります。引き続き、厚生労働省令で定める人員等の基準や運営状況の動向を踏まえ、適切に対応してまいります。

また、活動面においては、田畑議員の一般質問でお答えしたとおり、地域ケア会議の開催や医療と介護の連携等に関する取り組みを進め、地域支援事業の充実に努めてまいります。

6点目、2割負担によりサービスを受けづらい環境を生むのでは、についてあります。今回の見直しでは、これまで一律であった利用者負担について、一定以上所得がある方の負担割合を2割とするものであり、また、月額上限があるため、見直し対象者の負担が必ず2倍になるものではございません。

いずれにしても、費用負担の公平化や制度の持続可能性を高める上で国が判断したものであり、市においては、新たな制度のもとで、介護等が必要な方への適切な支援に努めてまいります。

7点目、特養ホームへの入所要件が、要介護3以上に制限されることによる影響、

対象とならなくなった方への影響は、についてであります。平成27年4月1日から、入所の必要性が高い方が入所しやすいよう、新たに入所する方については、原則、要介護3以上に限定することとなりましたが、要介護1または2の方であっても、やむを得ない事情がある場合には、市町村の適切な関与のもと、判断基準等に基づき特例的に入所を認めることができます。

なお、その際の指針については、今後、国が定めることになっていきますので、ご理解願います。

○松下議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 大変、現段階でお答えするというのは、大変難しいかと思えます。ただ、他の自治体アンケート等で、この要支援者の自治体事業への移行について、可能と答えた自治体というのは、わずか17.5%というふうに申しております。それ以外は、不可能や見通しが全く立たないと答えた自治体が圧倒的に多いことが調査結果からわかっております。見通しが持てない理由には、全ての予防給付を地域支援事業に置きかえることは、財政やマンパワー不足で難しい、事業者の指定、認定業務等、自治体の事務処理量の大幅な増加が見込まれるが、それに対応する人員配置等のめどが立たない。従来どおりのサービスを提供する財源確保に見込みがつかないなどが上げられております。

今後、既存の事業所を活用したり、また、新たなところも含めて、いろいろな対応をしていかれるかと思えますが、しかし、本当に可能となるのか、サービスの低下を招くことなくスムーズにいくのか。私、そのためには、この包括支援センターの役割というの、大変、今後、物すごく、果たす役割が大きくなっていくかと思えます。

そうした中で、この地域包括支援センターの運営、適切な形でやっていくというふうにおっしゃられました。しかし、今の現状で、本当に負担なくいくのか、それについてお聞きをしたいと思います。

次は、先ほども言われました、総合事業では、地域の支え等々もあわせて、ボランティアや団体等々の話も言われましたが、政府は、この要支援者の介護サービス提供は、今、おっしゃられたみたいに、NPOやボランティアでもよいとしておりますが、要支援者こそ、専門の丁寧なケアが必要です。ヘルパーにはひとり暮らしで家事がまともにとれず、やせてきていないか、着がえや入浴ができていないか、正確に薬が飲めているのか、同じものを買ってないかなど、生活実態を注意深

く観察する目と見きわめる力が要求されます。

これらにいち早く気づき、専門機関につなぐなど経験や専門性が要求される介護サービスをボランティアでは困難だと考えます。認知症などでは、適切な援助がなくなれば、2倍、3倍のスピードで進んできますが、実際に介護の経験がある方は、ボランティアでは対応できないと話します。これに対する市の考えですね。実際にボランティア等々もあわせてやっていきたいと考えているようですが、本当にこのようにできるのかについて、お聞きをしたいと思います。

今、制度が変わったからといって、サービスを取り上げられる、そうしたようなことが起こらないために、しっかりと今後、見きわめながら、岩出市での状態を把握した上で、しっかりと計画を立てていただきたいんですが、その2点について、お聞きをしたいと思います。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 市来議員の再質問についてお答えいたします。

まず、最初に、包括支援センターとしての任務、役割、今後、ますます増大していくというご心配のもとで、体制を充実という部分のご質問でございますが、先ほども体制につきましては、お答えさせていただいておりますように、厚生労働省令で定める人員等の基準というものがございます。こういった基準であったり、また、実際の包括の職員のそういう業務の状況、そういったものを踏まえた中で、適切に対応していきたいということでございますので、よろしく申し上げます。

それから、要支援者のサービスに関して、ボランティアの方の参入ということのご心配ですよね。サービスの内容は低下することも考えられるということでございますが、これは、先ほどもお答えさせていただきましたように、現在、市のほうで、内容的には固まってはございません。聞き取りアンケートなど、いわゆる情報収集に努めているというところでございますが、今回のそもそもの制度改正に当たっては、先ほどもお答えいたしましたように、やはり、今の状況の中では、介護サービス費がますますふえていく、今後、高齢化がますます進むことが十分予想されますので、必然的にやはり認定者がふえると、介護費用もふえていくということになりますと、後期もそうですが、介護保険料もどんどんふえていくということになっていくということの中で、やはり持続可能な制度として見直していくというのが、今回の国制度の中での大きな狙いということでございますので、やはり、そこも踏まえた中で、市としては考えていく必要があるのかなと、このように考えてございま

す。

○松下議長 これでは市来利恵議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願います。

市来利恵議員。

○市来議員 小・中学校の学校図書室に司書の配置をについて、質問を行ってまいります。

この9月から各小学校に週1回、図書館司書が派遣されることとなりました。私は、この司書の配置を進めていく上では、大変評価できるものだと考えております。しかし、ここで問題とするのは、学校現場に司書配置の業務委託がなじむのかという点であります。公的施設での業務委託に関しては、公務員と委託先労働者が混在するがゆえに、さまざまな問題も各地で生じており、偽装請負という法律違反の疑いがある契約も問題視されています。多くの問題点を持つことから考えれば、司書は、直接、市が雇用することが望ましいと思います。

司書の派遣について、幾つかの疑問が生じました。疑問について述べますと、指揮命令について、委託ですから、司書教諭であれ、校長であれ、直接に指示・監督はできないと、指示監督を行えば、偽装請負に問われることにならないのか。学校側が指示・監督をできるということであれば、これは事実上の派遣労働ということになります。そうすると、請負事業者側が、労働者派遣法に問われることにならないのか。

次は、学校現場での教職員の対応は、対応徹底は、一体どのようになっているのか。また、司書教諭の先生が、朝、当日、きょうの授業で急に理科の調べ学習をすることになったので、適当な本を探しておいてと、こういう指示を司書に出すことは可能なのか。突発的なときの対応というのは、どうなるのか、等々です。

また、学校図書館に実際に委託され、司書として配置された方の声として、これは岩出市ではございませんが、毎日勤務できないので、小学校の場合は、図書の間に対応できるクラスに限られる。学校とコミュニケーションがとりにくい。学校図書館スタッフがどういうことをしてくれているのか、よく理解されていない先生方も、まだ多い。それは、正規の職員でなく、委託であり、先生方とのコミュニケーションがとりづらいことがあると思う。職員朝礼などには参加できないし、職員室にも席もありません。学校で起きていることがわからなかったり、気づかなかつたりということもある。整備や蔵書点検を行っても、常駐する大人がいないので、次には整備前の状態に戻っていることが多い。基本的に、曜日固定なので、会える

子どもが決まってしまう。子どもたちの様子を聞く機会がないため、いじめなどの対応がきちんとできないこともしばしばある。家庭環境等の問題で、精神的にしんどい子どもを叱ってしまった。こうしたような事例が上げられております。

いろいろ述べましたが、委託や外部からの支援で人を満たそうとする限り、学校、子ども、教員が一体的かつ効果的に学校図書館を使用することは、大きな限界があると思います。そして、間違っても法に触れるような雇用管理の形態、業務管理の形態が学校で生じるようなことがあってはならないと考えます。

学校現場で、司書の派遣業務委託は問題ないと市は考えるのか、まず、この点についてお聞きをいたします。

次は、中学校への図書館司書の配置についてです。

中学校の図書館司書も必要と考えております。現状の学校図書室では、昼休みなど本来であれば読書をする生徒や本を探しに来る生徒などが利用しますが、実際には、図書室は特別教室でもあり、暑い時期には、涼みに来る生徒も多く、目的を持った生徒が入出できない状況もあると聞いております。目が行き届かない場所になれば、図書室を解放せず、本を読みたい、調べたいという子どもたちの意欲までも奪っているのが実態ではないでしょうか。

しかし、この状態は図書室の目的外使用が問題ではありません。猛暑であるにもかかわらず、教室にエアコン設置を進めてこない市当局の怠慢が、このような事態を招いているということです。このことを反省し、図書室が本来の目的に沿った使い方が図られるようにするべきではないでしょうか。

こういった点からも、常勤の司書の配置、これは必須だと考えます。子どもたちが本の楽しさ、おもしろさ、興味を持ってもらえるよう発揮できるのも、司書という役割です。中学校図書室にも司書の配置を求めますが、これらについてお答えを求めたいと思います。

○松下議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 市来議員のご質問の3番目、小・中学校の学校図書館に司書配置をに関連して、一括してお答えします。

まず、現在、学校に行っている職員ですけれども、教育委員会が委託したTRC、図書流通センターですけれども、それと雇用関係にある職員で、議員のおっしゃるように、当然、指揮命令権はTRCということになっており、岩出図書館で委託職員として勤務する人のうちから司書資格を有する人が学校図書館に派遣され、委託

仕様書に書かれた業務内容を履行するという事になっております。

議員のおっしゃるような偽装請負ということは、何を差して言っているのかよくわかりませんが、全くこのことについては、問題ないものと思っております。

業務の内容につきましては、この業務仕様書に書かれておりますもろもろのことがあります。例えば、学校図書館の環境整備、それから、児童の読書支援、それから、司書教諭とか学校ボランティアに対する研修と、それに定められたことをのみ行うということを示されております。

そして、学校との関係につきましては、その仕様書に基づき、もし、仕様書以外のものがありましたら、市の教育委員会と、このTRCが協議して決めていくということにしております。

それから、中学校への司書の派遣についてお聞きですけれども、これは昨日、宮本議員の再質問でお答えしたとおり、小学校での成果を検証し、今後、検討していくこととしてございます。

○松下議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 先ほど、教育長、特に何も問題はないというふうにおっしゃられました。私は、問題があると言うているわけじゃないんです。こうしたことが起こらないのかという懸念を言っているんです。

では、具体的にお聞きをしたいと思います。この指揮命令について、当然、委託ですから、司書教諭であれ、校長であれ、直接に指示監督、これはできません。学校現場での教職員への対応というのは、どのようになっているのか。内閣府も地方自治体の偽装請負と疑われるようなことがないように、注意喚起していることを、これまた認識をしているのか、お聞きをいたします。

先ほども申しましたが、先生が朝、当日、きょうの授業で急に理科の調べ学習をすることになったので、適当な本を探しておいてという、こういう指示を司書に出すことは可能なのか。こうした突発的な対応というのはとれるのか。これについてお聞きをしたいと思います。

岩出図書館の司書派遣業務委託仕様書から、その他の中で、本件業務の責任者を選任するとあるが、図書館とは別に責任者を置くのか。学校へ派遣される司書とは別に責任者がいるのか。今、言ったTRCですね、その形でやっているとも思うんですが、責任者を当てるということに対して、この岩出市図書館司書派遣業務委託仕様書の中での責任者と、岩出図書館運営管理業務の委託の中の責任者というのは、

別々にいらっしゃるのか。その部分が一体、どのような形になっているのかというのをお聞きをしたいと思います。

次に、委託契約書を見れば、今回、学校司書の配置が新たに委託されておりますが、委託金額には変更がございません。業務内容から考え、請負事業者は司書資格を持った労働者を配置していると考えますが、司書が学校に派遣される分、新たに司書資格を持った労働者を、この図書館で業務をしているのか、増員をしたのかについてお聞きします。

ふえていないとすれば、これでの業務を人数が減ったにもかかわらず、労働力負担が生じてくるのではないかと。数々の業務内容が書かれております。やらなければならない仕事がある。

例えば、そこに司書が学校に行っても図書館業務の中に司書が増員していなければ、それは逆に労働者には当然負担がかかってくるかと思いますが、それは、市民サービスから考えれば、後退するという懸念も生じてきます。これは、業務委託契約書が要求する業務内容を、これでは満たされないのではないかと、これについて、どのように考えているのかをお聞きをいたします。

また、この学校図書館の業務というのは、委託で、入札で決まります。事業の継続性という問題が生じてくるものではないかと考えております。それは、事業者だけでの問題ではなく、学校という教育の現場で、子どもが安心できる図書室という居場所づくりの点から、この業務委託、ずっと業務を委託、同じところにされているということは限りません。契約は入札で決まりますので。その辺について、その点から、どのように考えているのかをお聞きをしたいと思います。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 市来議員の再質問にお答えいたします。

まず、責任者のことですが、現在、岩出図書館には、TRCの責任者を、図書館の内容としての業務内容で1人おりますし、今回の委託事業につきましても1名つけてございます。その人と教育委員会が、仕様書に書かれてあることの中身、これは毎日行ったら、いろいろ報告書を持ってきていただくんですが、そういう中身を検討しながら協議していくと、こういうふうなことになるかと。お聞きをいたします。

それから、この岩出図書館の中の、今度レベル等が落ちないのかというふうなことでありますけれども、これにつきましては、委託業者のことですので、こちらからとやかく言うことではないかと思いますが、このことを踏まえてやってい

ただいておるといふことで、このことについても、何も問題がなからうといふふうなことで聞いてございます。

それから、突発的なことが起きたらといふことでありますが、法律的な面からいいますと、ここの仕様書に書かれてあるもの以外は、することができないといふこととなりますが、この人たちは、いわゆる指示命令とか、そういうことではありませんが、やはり学校へ行って、いうたら、子どもたちのためにどうしたらいいのかという相談、そういうことが指示命令とか、そういうことではないといふふうにも考えております。

今のところ、そういうことが起こっているといふことは聞いておりませんが、その法律、いわゆる業務委託に沿った形で進められておると、こういうことでございます。

それから、もう一点は、入札はこれまで、今、TRCといふことで、こういう実績を持つ業者等の中で、入札をかけて、岩出市にとってといふことで、決定しているといふことでありますけれども、ちょっとここで議員さんにもちょっと言っておきたいことがあるんですが、そもそも、この本市の取り組みといふのは、単に学校に司書を入れるといふふうなことではなくて、実際に岩出図書館に勤務している司書資格を有する委託の職員が行き、岩出図書館といふ、もう県下でもトップクラスの公共図書館との連携を図りながら、学校図書館の活性化とか、読書活動の推進を図ると、これはもうほかに余り例のない特色のある事業だと、私どもは考えています。

だから、単に司書を配置するといふ、そういったことではなくて、視点、レベルが違う、こういうことを、まず、ご理解いただきたいなといふふうなことでございます。

○松下議長 再々質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 いろいろ聞いてまいりましたが、とにかく安くするため、何でもかんでも民間へ委託するといふ姿勢があらわれていると、私は感じております。そこには、将来のビジョンもなく、サービスの低下もお構いなし。市行政の子どもの教育にどれぐらい真摯に向き合えるのかが問われております。

教育行政といふのは、すぐに結果が出ることはないし、点数でその効果を図れるものでもありません。しかし、次世代の社会を担って健全に生きていく大人、これを育てることが最大の課題であり、今、子どもたちのできることを行うことが、教

育行政の役割でもございます。司書の配置、ただ単に配置しているのではなく、トップクラスですか、推進ですか、というふうに聞いていますけれど、しかし、それならそれで、逆に私は、ちゃんとした市が直接雇用してきちっと雇うということが、本来の子どもたちにとっても持続性のあるもの、しかもそれが、ますます信頼性において、子どもたちにとっても豊かな環境で過ごせるという意味では、置くこと自身が、置くことだけが目的じゃないというふうにおっしゃいますけど、それだったら、逆にしっかりと市が配置させるということが必要じゃないのかなというふうに、聞いていてますます思ってくるんです。

司書の配置は、本を読みたいとき、知りたいときに利用できるが、子どもたちの意欲を育てます。いつでも応えてくれる図書館への信頼が育まれます。直接雇用の司書だと、同じ公務員として、例えば、職員会議にも出席できるし、教師や図書ボランティアと相談して、よりよいコミュニケーションを図りながら、業務の改善に取り組むことができます。

いろいろ市は、こうだあだと言いますが、しかし、メリット以上にデメリットもたくさんあるということです。公の機関が法に触れるような問題が生じないためにも、私は直接雇用を求めていきたいと思っています。

先ほど、責任者の話で、図書館には図書館の、そして、全く学校には学校のという形で言われていました。ただ、この請負の問題で言えば、請負事業主の管理責任者は、請負事業者主にかわって、請負作業所での作業の遂行に関する指示や、請負労働者の管理、発注者との注文に関する交渉等の権限を有しております。管理責任者が作業者を兼任しているため、当該作業の都合で、事実上は請負労働者の管理等ができないのであれば、管理責任者とは言えず、偽装請負と判断されます。

さらに、請負作業場に作業者が1人しかいない場合で、当該作業者が管理責任者を兼任している場合、実態的には、発注者から管理責任者への注文が、発注者から請負労働者への指揮命令となることから、偽装請負と判断されることとなります。という形で、これは内閣府が出しているQ&A等々も含めてですが、載っております。

こうしたように、問題がないよう、学校現場で、こうした偽装請負というような問題が起こらないためにも、私は、しっかりと市で今後司書の配置を直接やれるように求めていきたいと思っておりますが、それについて、再度、答弁を求めたいと思います。

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 市来議員の再々質問にお答えします。

偽装請負、何を差して、そういうのかというのは、今、聞かせてもらったんですが、もう全くそういうことはございません。懸念することはありません。

それから、市で雇用して配置してはどうか。そういう考えも、私は持っておりません。

私も長い教職員の経験から、学校に、高等学校はもう既にずっと以前から入っておるわけですけれども、それによって、学校、児童生徒たちの図書館活動、読書活動が大きく推進したということとはございません。どちらかという、司書に丸投げをしたような形で、学校のほうでは考えられていたのかと。

先ほども言ったように、今回の事業ですね、岩出図書館という素晴らしい施設の機能を最大限に活用して、岩出の子どもたちの読書活動を推進していこうという事業でありますので、レベル、視点が違いますので、そういうことをお伝えしておきます。

○松下議長 以上で、市来利恵議員の一般質問を終わります。